東急ビジネスサポート株式会社
ヒューマンサポート事業部
東京都目黒区

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金(派遣先が派遣会社に支払う料金	
賃金(派遣会社が労働者に支払う賃金)	マージン

対象期間:2025年2月1日～2026年1月31日

派遣労働者の数	138名
派遣先の数	38社
マージン率	39.8%
派遣料金の平均額(1人当たり)	24,890 円(1日8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均	14,974 円(1日8時間換算)

＜マージンに含まれるもの＞

・派遣会社が派遣労働者の雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険など)
・派遣労働者が取得する有給休暇
・派遣労働者のキャリアアップ教育訓練費用(実施費用、有給)
・その他、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費　など

＜教育訓練に関する事項＞

入社時に会社説明資料を基に、会社概要他コンプライアンス遵守等について研修を実施。
エンカレッジ・オンライン(イーラーニングシステムによる研修講座)の受講を無料で受講可能。
(受講時間は有給※上限あり)
入社3年目までは職種に合わせて、2つのコースを用意。各自のコースの受講を推奨。
以降は年1回以上は業務に活用できる講座を選択し受講を推奨する。
◇コースの一例
・入社1年目/事務　　電話応対の基本／誰でもわかる Microsoft Outlook 2013
　ビジネスEメールの基本／情報管理の基礎知識　　など
・入社1年目/接客　　電話応対の基本／応対・応接の基本
　仕事で注意すべき言葉遣い／アクティブリスニング　　など

＜労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項＞

・労使協定を締結しているか否か　　:締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　　:全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期　　:2027年3月31日

東急ビジネスサポート株式会社
札幌事務所
北海道札幌市

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金(派遣先が派遣会社に支払う料金	
賃金(派遣会社が労働者に支払う賃金)	マージン

対象期間:2025年2月1日～2026年1月31日

派遣労働者の数	22名
派遣先の数	11社
マージン率	37.6%
派遣料金の平均額(1人当たり)	15,105 円(1日8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均	9,424 円(1日8時間換算)

＜マージンに含まれるもの＞

・派遣会社が派遣労働者の雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険など)
・派遣労働者が取得する有給休暇
・派遣労働者のキャリアアップ教育訓練費用(実施費用、有給)
・その他、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費　など

＜教育訓練に関する事項＞

入社時に会社説明資料を基に、会社概要他コンプライアンス遵守等について研修を実施。
エンカレッジ・オンライン(イーラーニングシステムによる研修講座)の受講を無料で受講可能。
(受講時間は有給※上限あり)
入社3年目までは職種に合わせて、2つのコースを用意。各自のコースの受講を推奨。
以降は年1回以上は業務に活用できる講座を選択し受講を推奨する。
◇コースの一例
・入社1年目/事務　　電話応対の基本／誰でもわかる Microsoft Outlook 2013
　ビジネスEメールの基本／情報管理の基礎知識　　など
・入社1年目/接客　　電話応対の基本／応対・応接の基本
　仕事で注意すべき言葉遣い／アクティブリスニング　　など

＜労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項＞

・労使協定を締結しているか否か　　:締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　　:全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期　　:2027年3月31日